

厚生委員會議錄 第五号

昭和二十九年二月三日(水曜日)
午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川 俊思君

理事長谷川 保君 理事岡 良一君

越智 茂君 安井 大吉君

亘 四郎君 山下 春江君

滝井 義高君 萩元たけ子君

杉山元治郎君 山口シヅエ君

出席政府委員

厚生技官(公 楠本 正康君
衆衛生局長 衛生部長)

専門員 川井 章知君
専門員 引地亮太郎君

二月一日

船員保険及び労災保険制度改善に關する請願(鈴木善幸君紹介)(第三四〇号)

大樹町に排水溝設置の請願(伊藤郷一君紹介)(第四一十一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

小委員及び小委員長の選任

清掃法案(内閣提出第九号)

○小島委員長 これより會議を開きます。

まず清掃法案を議題とし、前會に引

続き質疑を続行いたします。岡良一

君。

○岡委員 清掃法に關連してでありま

すが、私ども多少機會を得てヨーロッパの諸國などを旅行いたしましたして、尿

尿処理の問題については、きわめて文

化的な結果が出てゐるような印象を實

は受けておりますが、それに引きかえ

て日本の都會では、おそらく外國の觀

光客などにはきわめてはつきりと思

ひなければならぬ現象が方

方にあると聞いております。こ

うことは、やはり日本人の榮養の問題、

非常に不消化なものを摂取する、い

わば日本人の食生活が非合理的である

といふところから、この排泄される尿

の量も、諸外國特に文明諸國に比して

きわめて多い、こ

ういうふうなことが

結果として出て来ておるのであらうと

いうふうな觀察も可能になつて来るわ

けなので、さういふことになると、こ

うして年々平均して百二十萬人の人

間がふえつつある日本においては、尿

の処理という問題は、こ

ういふ問題と

も根本的には大きくからみついてい

る。幸い國會でも食生活の改善が大

きな関心事となつて先般決議案も出

され、今後の予算編成においても、主

要食糧の輸入については当初の方針が

変更されて、麦、粉食といふ方向に向

けられておるのかのように看取される

ので、この機會に清掃と根本的な意味

でのつながりを持つ國民の榮養は、清

掃との關連においてどういふふうな方

向に改善をして行けば、根本的に清

掃とに尿処理といふ方に解決し得る

であらうかといふ問題については、幸

い環境衛生部長はその道の専門的な

識見を持つておられるので、こ

ういふ機會に

ひとつ御教唆願ひできればつこうだと思

います。

○楠本政府委員 ただいま御指摘のよ

うに、諸外國の清掃作業の実態とわが

國の清掃作業の実態とは、雲泥の相違

がありまして、わが國におきましては

所にきわめて非文化的な姿を露呈いた

してあります。昨年ちよとアメリカ

のWHO環境衛生部長クラーク博士が

日本に来て、やはりこの点を強く指

摘したかと言ひ、また同時に日本に参

りました医學者であり文學者であるデ

ュハメルさんは尿尿のくみ取り状況

を見て、日本を觀光する気にはならな

かつたと言つて歸つた。まことに

おはなつかしい限りであります。その

原因は

もちろん施設の点並びに作業面の点

にあると考えておりますが、ただいま

御指摘のようにもちろん尿尿の排泄

される量にも重大な影響があると思

います。ただ私ども日本人の通常排

泄量、それから諸外國の通常排泄量

とを比較

いたしましたものが、実はあまり研

究が

ありませんので、こ

こでごく一例の

研究調査を申し上げますと、アメリ

カ人が研究した調査であります、糞

尿において

は両者とも大差ないやうな報

告がされておるのであります。しか

しな

がらこれは体重キログラムにいた

し

ますと日本人の方がはるかに多い、

こ

ういふことに相なるわけであり

ます。

しかし私どもが常識的に考えまして

も、摂取する食料のいかによつて著

しく異なることは当然でありますし、

またアメリカの文獻によります尿尿

の量

は、これは重量比でいつております

ので、かさの点でございませ

ん。ところが同じく尿尿につきましてもきわめ

て消化のいい便は量がきわめて少く

な

ります。ややもすると不消化便は非

常に量が多くなるというやうなこ

とにも

相なります。従つてこの辺はきわめ

て

むずかしい問題であります、日本

人の

食生活から考えまして、当然外國人

よ

りもはるかに多いといふことが常識

上

考えられるので、従ひましてこの食

生

活改善等がもし徹底いたしました

と

して、日本人の尿尿の量、少くも糞の量を著

し

く減少いたすことができるとすれば、

こ

の作業面に大きく余裕がで

ま

して、それだけ楽になつて来るわけ

で

あります。ただ食生活の改善と申し

ま

す、やはり糞尿の量にまで影響を

与

えるためには、できるだけ量を少く

し

て、さうして質をよくし、内容の十分

な

ものをとる、これは同時に清掃事業が

容

易になるだけでなく、われわれの健

康

にいいことも申すまでもござい

ま

せん。つまり日本人に特に直腸がん

等

が多い事実、あるいは高血圧者が

多

いふ事実、これらは白米の過食に

よ

るやうな事実、これらは白米の過

食

によるやうな事実、これらは白米

の

過食によるやうな事実、これらは

白

米の過食によるやうな事実、これ

ら

は白米の過食によるやうな事実、

こ

れらは白米の過食によるやうな

事

実、これらは白米の過食による

や

うな事実、これらは白米の過食

に

よるやうな事実、これらは白米

の

過食によるやうな事実、これら

は

白米の過食によるやうな事実、

こ

れらは白米の過食によるやうな

事

実、これらは白米の過食による

や

うな事実、これらは白米の過食

に

よるやうな事実、これらは白米

の

な方針を国としても立てられなければ、ただ六十万トンの米を麦に切りかえたというだけでは、食生活は量的に主要食糧として供給できても、副食物など栄養の補給という面においては、まだ解決がされないという形のままに放置されるのですが、そういう点について厚生省、特に栄養関係を担当しておられる部署として、何か対策などについてのお考えがあるのかどうか、この機会に承つておきたい。

○楠本政府委員 全般的の国民栄養の問題はきわめて重要な問題でございませうが、これは私共は所管でございませう。いづれ人をあらためましてお答え申し上げることにいたしたいと思ひます。ただこの際副食のうち、乳肉関係並びにその他の動物食品はたまたま／＼私の所管になっておりますので、ただいまの御質問にさような観点からお答えを申し上げたいと存じます。

ただいま御指摘のように、これまでも粉食指導の重要なことは私もわかり切つておりますが、ただここにむずかしい問題は、何といたしまして多年習慣化した食生活を改善するということ、もう一つは日本の、御指摘のように副食の形態そのものが、粒食に適する形になつておるところに大きな隘路がございませう。特に、これは専門的にわたつてはなはだ恐れ入りますが、米の蛋白質と麦の蛋白質、特にグルタミン酸の相違からいたしまして、当然副食に伴う根本的な差が出て参るのであります。と申しますのは、具体的に申し上げますと、米の蛋白質は塩分と調和をよくとれますが、麦の蛋白質グルタミン酸は、むしろ塩分との調和がとりにくいというふうなことがあるのであります。従いまして日本の従来の副食を、そのまま粉食に充てたことは不可能であります。またこれは当然本質にさかいますので普及いたしません。そこで何とかいたしまして副食をかねて行くことがきわめて重要でございませうが、この場合いろいろ問題もございませうが、まず牛乳、乳製品、牛乳の問題が第一大きな問題として取上げられるわけでございませうが、日本は何分にも牛乳の消費というものは、諸外国に比べて非常に少ないのであります。その差はまことに大きな開きを持つております。現在一日約一萬石、年間三百六十萬石ばかりが消費されております。とてもかようなことでは十分なことではできぬと思ひます。私も私どもといたしましては早急に増産をはかりたいと考えておりますが、この増産は大体二方面から考える必要があろうと存じます。一つは現在約三十三萬頭あります牛乳牛を、そのまま活用してどのくらいできるかという問題であります。現在三十三萬頭の乳牛が完全に乳を出しているかという点、決してそうではないようで、大体乳を出している牛は約四割程度、あとの六割は乳を出さずに餌だけ食つておるといふような状況で、これは日本の技術その他いろいろな点に関連がございませうが、価格の変動があるために、えて投機的に乳を出さるるに援手をするといふようなことに大きな欠陥もあると思ひます。今後われ／＼といふたしましては、できるだけかようなことのないように、少くも六〇％程度は常時乳を出す仕組みにいたしたい。外

にあるのであります。従いまして日本の従来の副食を、そのまま粉食に充てたことは不可能であります。またこれは当然本質にさかいますので普及いたしません。そこで何とかいたしまして副食をかねて行くことがきわめて重要でございませうが、この場合いろいろ問題もございませうが、まず牛乳、乳製品、牛乳の問題が第一大きな問題として取上げられるわけでございませうが、日本は何分にも牛乳の消費というものは、諸外国に比べて非常に少ないのであります。その差はまことに大きな開きを持つております。現在一日約一萬石、年間三百六十萬石ばかりが消費されております。とてもかようなことでは十分なことではできぬと思ひます。私も私どもといたしましては早急に増産をはかりたいと考えておりますが、この増産は大体二方面から考える必要があろうと存じます。一つは現在約三十三萬頭あります牛乳牛を、そのまま活用してどのくらいできるかという問題であります。現在三十三萬頭の乳牛が完全に乳を出しているかという点、決してそうではないようで、大体乳を出している牛は約四割程度、あとの六割は乳を出さずに餌だけ食つておるといふような状況で、これは日本の技術その他いろいろな点に関連がございませうが、価格の変動があるために、えて投機的に乳を出さるるに援手をするといふようなことに大きな欠陥もあると思ひます。今後われ／＼といふたしましては、できるだけかようなことのないように、少くも六〇％程度は常時乳を出す仕組みにいたしたい。外

国の例等は六五％ないし七五％程度がいつも乳を出しております。日本はずか四〇％しか乳を出しておりません。次に現在細菌の駆除あるいは畜舎の環境の改善等によつて、約一〇％から二〇％の増量が見込まれております。牛の健康増加によつて見込まれるわけでありませう。あるいはまた日本では農民の搾乳技術が比較的とほしいために、いろいろ／＼乳房炎その他の障害を起して、出方が少くなるといふふうなことも、また一方では日本の乳の輸送、集乳あるいは取扱ひ等に欠けるところがありませうために、案外多い量が腐敗して廃棄されている状況であります。これらのものを総合的に解決いたしますれば、現在の牛の飼育におきましては、大体三〇％程度の増量は可能と考へております。

一方現在農林省におきましては、集約酪農地帯において牛の導入を強く考へておるようでありませう。私も、これはもちろんけつこうであります。が、しかしながら厚生省の食生活改善、特に農村地方の食生活改善という立場からいたしますと、かような集約酪農地帯と同時に、一方では現在農村に約三百五十萬頭あります役牛馬を、逐次乳牛に切りかえて行くことが必要である。と申しますのは、現在の役牛馬は残念ながら年間三十日、せい／＼六十日程しか働かず、あとはやはりむだ飯を食つておるといふ関係にありませうので、やはりこれらのものを逐次乳牛に切りかえて行くという施策が大い事だ。これは決して不可能ではなく、現在さようなことを行つて非常に成績をあげている村あるいは地方もあるわけでありませう。こうすれば飼料もいら

ず、農村の労働力等も大したことなく、十分に乳牛をふやす、百万頭を増加するくらいのことにはわけないと思ひます。ところがこの場合にどうしても、忙しい農村、大きな耕作反別を持つておる農村は、乳牛に耕作をさせますことは能力が上りませうので、この点はやはり逐次農業の機械化、営農方式をかえて行くといふような施策が必要であると存じますが、これらの点に關しますると、これは厚生省の施策というよりも、むしろ厚生省が国民の食生活改善の立場から農林省に強く要望する事項と思つて、現在さうに処置いたしております。

次にバターの問題であります。現在バターは約九百万ポンド程度日本に産出されておりますが、これではとても足りぬことは申すまでもございませう。これを早急にふやすといふことが必要でございませう。バターがなければ何と申しまして食生活改善はできません。ところが諸外国の例を見ましては、アメリカ等におきましては、現在はバターというものは逐次マーガリンに置きかえられつております。ドイツのごときものは、バターの消費一に對しましてマーガリンの消費一〇〇といふ数字に相なつております。百倍のマーガリンが消費されておる。従つて日本におきましては、牛の少い日本といひまして、バターに依存するといふことはきわめて困難かと存じますので、やはり日本も世界の例にならしまして、逐次マーガリンに切りかへるべきものと存じます。ところが日本のマーガリンはなぜ品質が悪いのかという問題でありますが、これは日本の

マーガリンは大体主要原料が鯨油あるいは魚油でございませう。ところが動物油におきましてはわりつばなマーガリンができないのでございませう。これは何とかいたしまして植物油、特に植物油にも味のない植物油にすることが必要であります。こういったすれば、現在の技術では決して天然のバターに劣らないマーガリンができます。そしてきわめて価格も安く、しかも豊富にできます。たとえば綿実あるいはやし油等から――これはどうせ輸入しなければならせんが、輸入いたしますれば、現在のバターの半値程度の消費価格で、ほとんどバターと同様なマーガリンが供給できる。従つて私もこの点は通産省等に対しましては、バターがないといつて高いバターを輸入するよりは、むしろかような原料を輸入して、マーガリンを供給した方が、国民の食生活改善にはかた役立つ、しかもそれによつて油のしぼり粕がまた飼料にまわつて、それが牛乳に還元して来るではないかといふことを指摘いたしておるわけでありませう。かように考えますれば、牛乳、乳製品の問題も、私といたしましては、難事の問題ではない、やるかやらずかという点に懸念するところ存じます。

もう一つ価格の問題について触れさせていただきますと存じます。現在牛乳は一合十六円でございませうが、これは卸価格が十一円、それから百姓から原料乳として買ひ價格が、現在多少上りまして六四程度であります。六円が、東京に持つて来て製品化して十一円、それがわれ／＼の口に入るときに十六円、つまり一番大きなマーガリンは小売のところにあるわけでありま

すが、現在小売のマージンというものは、きわめて複雑な配達機構によつて支配されまして、配達機構に相当大きな権利金等がつきまして、配達権というものが売買されておるような現状であります。そこに大きな不合理があると思ひます。従つてわれわれは今後これを一つと店頭販売等をいたさせたい、特にパン屋ではみな牛乳を売らせるようなかつこうにしてはどうか、配達を受けるというようなどころに無理があるのではなからうか。これによりまして、かなりの価格の引下げが可能であると考へております。

一方、これはこの席上で申し上げていかどうかと存じますが、現在高級菓子にかなりの牛乳が使われております。現在高級の菓子、チョコレートとかビスケットとか、あるいは洋生菓子といつたふうなものにおそらく百万石程度は使われておる。これを国民大衆の生活改善のために振り向ける施策が必要ではなからうか。それにはどうしたらいいかという問題ですが、これは現在練乳に使用す砂糖は無税ということに相なつております。ところが練乳が高級菓子に使われるために、高級菓子に使う牛乳は無税ということになつておる。従つてどうしても砂糖の無税になるために、えてして牛乳が砂糖と抱き合せの方に流れて行つてしまふ、こういう因果関係がありますので、われわれといたしましては、雇大な乳量というものを食生活改善の方に振り向けるために、近く大蔵省あるいは関係方面と折衝いたしまして、この高級菓子の砂糖にも税がかかるような仕組みにしたらどうかというところも考へておる次第でございます。こういたしまして

れば、またそれだけ大量の牛乳が出まわつて来て、値段も下つて来るということになるのであります。なお食肉問題等につきましては、これまた専門的にわたりますので、いずれまた別の機会にいたしまして、それだけをお答えいたしたいと思ひます。

○岡委員 これは実は清掃法案とは直接関係がないのですが、根本的には非常に関係があると思うので、いましばらく尋ねたいと思ひます。そこでこれは前にもこの委員会でも厚生省の方にお尋ねをしたこともあるのですが、こうして今お話を承つておりました、かなり具体的に、国民栄養の改善にはこうすべきであるというふうな一応の結論を厚生省は持つておる。ところが機構としては、厚生省には国民栄養の改善についての調査というふうな程度の機構しかない。そして一方農林省へ行けば、生活改善課などというものがあつて、多方面で食生活の改善を推進しておる。むしろ厚生省がこういう問題に国民全体の問題として、解決を行動的に推進して行かなければならぬにもかかわらず、単に調査の段階にとどまつておるといふことは、私どもとすれば非常に残念に思ひわけなんです。そこで今お説のようなふうな食生活の改善は、こういう方向に具体的に持つて行かねばならぬというふうな意向は、単に調査の結論として記録にとどめておるだけのものではあるか、それとも農林省の生活改善課あたりと御連絡の上で、こういう調査の結論が相当実施面において具体化されておるか、こういう関連性の点はどういうことになつておりますか。

○楠本政府委員 牛乳、乳製品その他動物蛋白質の問題につきましては、消費の面は私のところで担当しておることに相なつておりますが、生産面がつまり農林省ということになつております。ところが消費と生産との間にはきわめて不可分の関係もあつたので、そこで仕事の面で多分に重なりができておるといふ状況であります。たとえば牛乳の小売問題をどうしようか、あるいは練乳の高級製菓用にまわる点をどう考へようかというふうなことは、これは厚生省の所管であります。農林省は生産をするということであり、ただ牛乳につきましては、乳房の中にあります間は農林省、しほつて空気中に出るとたんに厚生省の所管に移るといふことになつておまして、はなはだ複雑な体系になつております。従つて増産面について私どもがこれこれ言うことはできません。しかし私どもといたしましては、食糧生産というものは国民栄養の観点から、消費の面を中心としてその方針に従つてやつてもらいたいという考へ方から、農林省と連絡をとり、かような点は強く申入れをいたしておる次第であります。

○岡委員 その問題については、昨年来議院等が、食生活の改善を含む決議案をいたしまして、政府の方でもこれに即応して、食糧政策協議でつか審議会ですか、それ／＼の専門的なエキスパート等も含めた協議会が発足してゐるのであつて、おそろしくこの協議会のさしあつたての解決すべき問題は、日本の今日の食糧事情から見ても、食糧の自給、同時に食生活の合理化、この二つを同時並行的に解決しようというところに、一番大きなねらいがあるう

かと思ひますが、当面は、先ほども申しましたように、主食を米から麦に、輸入食糧を転換した。それに伴うところのいわゆる副食物としての蛋白、脂肪等をどういうふうな供給して行かうかというところが、当面の問題にかかつて来ると思ひます。そこで今御指摘のように、しほつて外へ出してからは厚生省であるが、乳房にある間は農林省だ、また乳房を多くすることも農林省だということであり、また、しかし国の施策としては、一元的な食糧の協議会が内閣のもとにできたというふうなところまで問題が大きくなつて来ているので、この際われわれ厚生省常任委員会では、しほつてからの処理というのじやなく、やはりしほるまでの段階をも含めて、総合的にこの問題を大きく取上げなければならぬじやないか。言つてみれば、われ／＼も今日の段階となれば、反当り米をどれだけ多くとるかという問題じやなく、日本の近海あるいはまた山林等に放置され、またきわめて不合理なままに処理されているような蛋白、脂肪食糧源というものを、どういうふうに加工し、処理し、保存し、これを活用するかという問題と同時に、やはり反当り何石の米をとるか、何石の麦をとるかというのじやなく、反当りどれだけのカロリーを生み出すかということが、今日の日本の食糧、栄養政策の重点だというふうに考へるのであります。が、そういう点から、かりに今厚生省に与えられた食生活の直接タッチし得る境界面でも、たとえば牛乳の処理であるとか、あるいはまた肉の処理――屠殺等については、これはやはり厚生省もタッチしておられるわけですが、今御

指摘の牛乳の問題についても、たとえば小売マージンが非常に多い、その結果、パン食を普及させようと思つても、経済面からの障路ができてゐる。また実際牛乳を養つてゐる百姓の立場からいへば、厚生省が低温処理というふうなことを、少くとも府県あたりでは相当強く言われるので、そのための施設というふうなことではなか／＼追いつかない。一方森永やあるいは明治といふふうな大きな資本があつて、これと直結した低温処理機構があるところへ、勢い／＼な形で流れて行くといふふうなところになつてゐる。たとえば市乳の問題としては、こういうところにあつて問題点があるのがあるが、これは低温処理でなければならぬのじやなく、高温でもいいというふうなことも最近聞いているのですが、これは一体どういふふうなお取扱ひをしておられるのでしょうか。

○楠本政府委員 現在これは、食品衛生法に基づき各省令によつて取締りをいたしているわけでございますが、現在では原則としては低温殺菌を行ひ、ただ例外的に、知事が個々について承認をした場合に限つて、高温殺菌を認め得るといふことに相なつております。その個々の場合として認め得る限界としては、これは僻地の地あるいは新興農地帯というふうなところを承認してほしいという解釈で進んでおります。ところがこれがこれも御指摘のようになつて、この結果は、やはり小さな施設のものも逐次整理されて、大きな施設に牛乳がより一層集まつてしまつたといふ結果に相なつてゐる。これがいいか悪いかは別として、そこで最近私どもも、特に都部地方の食生活改善等を考

慮いたしまして、今後は、新しい市乳地帯ができるところにつきましては、積極的に高温殺菌を指導してもさしつかえないということにいたしまして、近く通牒が出る見込みになつております。ただこういしますと、ここに一つの矛盾が出て参ります。それは農村地方で消費が多くなりますと、勢い都市の市乳量というものは減つて参ります。そうしますと、現在パン食の普及を最も余儀なくされるのは都市だと存じます。この辺の兼ね合いはどうかと存じますが、しかしそれはいづれといたしまして、農村の食生活、特に農村では米の多食というものを牛乳によつて是正して行くという観点からかような措置をとつて、今後郡部地方におきましては積極的に新しい市乳地帯をつくる、その場合には高温殺菌でさしつかえないという仕組みを考えておる次第であります。

○岡委員 今度の予算を見ると、昨年度はたしか四箇所の市乳地帯といふことであつたのが、今度の予算では十八箇所にふやして、相当輸入乳牛もふやそうといふことになつておるようであるが、しかしそうなると、御指摘のような形で、どうしてもごくわずかな乳牛を持ち、そうしてまたこういう二、三頭の乳牛を持つ農家が点々と一箇村全体を合せても五、六十頭ないし七、八十頭にも満たないといふようなところでは、そういうような重点的な指導もけつこうではあるが、どうしてもそういうところでは明治や森永に流れて行くといふ形になつて行くので、むしろこうした食生活の改善を全国的に普及しようとする意図からいへうと、そういう零細な酪農経営聚落と

いうものに対して何らかの形で簡易処理場を設け、その処理の方法についても何らかの簡素化した経費のいらない措置をしてめんどろを見てやり、同時にそういうことに對して国なり地方公共団体としてもある程度の補助を与えるというようなこと、こういう点は厚生省の直接所管された仕事としても非常に大事じやないかと思うのです。

まして、この両三年前くらいには、
私ども豚を養つておる百姓に聞くと、
子豚を三千円で買つて半年育てて売ろ
うという段になつても、飼料代を差引
けば損な値段でしか引取つてくれな
い。こりういふやうなことで、どうし
て農家が直接枝肉を枝肉として消費
者に渡す機構がないために、中間の
ブローカーの投機のえきになつてしま
う。だから、勢いそした大動物の導
入が、経済的に困難になつて来るとい
うことである。

から、せつかく酪農へと気負ひ立つた農家が、その最初の一步で頭から水を浴びせられるようなことになつて来る。こういうことも厚生省の直接の所管事項としてお考えをいただきまして、こういう経営農家の側に立つて簡易な屠殺場を設けるとか、また検査に ついてもいろいろとそれにふさわしい考慮を払つてやるということが必要にやないかと思つたりしておるのですが、そういう点はあなたの方ではどういふふうにお考えですか。

○楠本政府委員 これまた御指摘の通りの状況でありまして、現在子豚は六千ぐらいたしておるそうであります。これはおそらく半年後に三十貫の豚にしたときにはたして六千円とれるかどうかは疑問である。きわめて投機

的な仕事でありますために、どうして
も農民が豚を飼う意欲が減つてしま
う。これはきわめて国民の食生活改善
上重大な問題であります。そこで御指

摘のごとく私どもはかねて同感に考
えておりまして、何とかして豚の価格
の安定をはからなければならぬ、少く
とも安いところでけつこうだから価格
の安定をはかつて行きたいということ
から、この前の国会におきまして、と
畜場法を新たにづくつて御協賛を得ま
して、新たに簡易屠場をつくることに
した。簡易屠場には同時に枝肉の取
引所あるいはきわめて簡単な加工施設
等をつくる仕組みにいたしまして、方
針を改めたわけであります。こういう
しますれば、若干の豚の価格の安定と
いうことはできる。つまり、枝肉の現

可能となつて参りますので、かように改めたのであります。ただ今行き詰まつております点は、簡易屠場でもかれこれ四、五十万円の金がかかります。ことに簡単な加工施設あるいは枝肉取引所等も置けば金がかかります。かような点で若干行き詰まつておりますが、かような点はその方針が予算に明らかになつておりますので、逐次この線に沿つて行くだろうと思つております。

たたここで一言つけ加えさせていた
だきたい点は、現在この簡易屠場だけ
ではなか／＼うまく参りませんので、
一方ではかような地帯には冷蔵施設を
設けるといふことがきわめて大事な問
題であります。これもかねて私どもは
予算化したしたいと努力して参りまし
たが、いつもこれができません。しか
しながらやはり一方簡易屠場と同時

冷蔵施設をつくらなければならないことが、豚の価格の安定にきわめて大きな役割があるのじやなかろうかと考えておる次第であります。

なおもう一言つけ加えさせていた
きたい点は、簡易屠場というものの使
命は、豚のほかにもう一つ細羊あるい
はやぎ等がございます。細羊、やぎ等
は、現在各農村では、雄が生れたら捨
て場に困るというくらいです。五、六十
円のお金でどこかに片づけてしまふとい
うような状態であります。そこでこれ
らはどうせ草を食つて大きくなるもの
ですから、これらをもう少し食生活の
改善の面に振向けて参りますれば、
ここでもた大きな動物蛋白質源が得ら
れるということで、簡易屠場を考えて
おるわけであります。

○閣委員 榮達の問題は今後もいろいろとお伺いをいたしたいとは思いますが、けれども、この際委員長並びに各委員の皆さんにもお願いを申し上げたいと思うのですが、こうして今国会も開会当初であつて、行政監察特別委員会が注目を浴びておる。こういうことで政界の清掃をすることもけつこうではありまするが、しかし今われ／＼がじみに取り組んでおる清掃法案、これと関連し、またその根本的な一つの問題である国民の榮養、このことは最も大きな

な国家的な要請として、先ほど申し述べましたように、食糧についての自給と合理化と両方を兼ね目的とするような協議会も、総理大臣の直接の指揮下に置かれておるというかつこうでありますので、当委員会としても——十三国会でたしか国民栄誉法なるものが一応可決されておりますが、これもきわめて有意義なものであるが、十分に固

民衆黨の根本的問題を処理するのにはたえないものでありまして、この委員会としては、委員長及び理事会等にお諮りを願ひ、各党政務調査会等にも

お諮りを願ふこととしたしまして、何とかこの国会に国民の榮養に関する委員会を――前に設けたことがありますが、ぜひひとつ設置をせられて、国民の榮養の基本法あるいはそれに伴ふいろいろ簡易な屠殺なり、簡易な牛乳の処理なり、その他これに関連するもの、厚生省の所管のいろいろな法律をも整備して、国民榮養の合理化、食糧の自給へという目的にかなうような研究調査をすることは、われ／＼委員会としての重要な今日の課題ではなからうかと思ひます。ぜひともひとつ次会までに各党の政務調査会等で十分御研究いたした

たいてい、厚生常任委員会が先着に附する委員会を設けて、本国会会期中に調査研究の結果、何らか建設的な結論に到達するようにおはからいを願いたたいということをお願い申し上げておきます。

○小島委員長 阿君に申し上げます。いづれ理事会等に諮りまして、御意思に沿うようにいたしたいと思ひます。他に本案について御質疑はありませんか。

○杉山委員 昨日もお伺いしたのです

それは第二条の2に、必要な技術援助というのがあります。それからその3に、技術援助並びに財政援助を与えることに努めなければならないということが規定されておりますが、技術援助というのとは、どういふような援助をなさるのか。また財政的援助ということが書

かれておりますけれども、私が予算書を調べたのでは、清掃法に関する予算は少しも見当らなかつたと思うので、この記述とどういふ関連があるのか、この点について、まず第一に伺いたいと思ひます。

○楠本政府委員 二項、三項に書いてあります技術援助と申しますものは、現在の清掃事業というものは、たとえば尿尿の消化方法にいたしまして、あるいはその施設にいたしまして、あるいはくみとり運搬の作業にいたしまして、従来のやり方では満足できませんので、どうしても高度の技術性を活用して行かなければなりません。特に最近、尿尿を処理する方法としての尿尿消化槽のごときものは、きわめて技術的な施設でございます。かような点から考えまして、現在各市の行つております清掃事業を、できるだけ技術的に高度なものにしなければならぬ。そのためには、衛生工学を中心といたしまして技術力を向上しなければならぬ。この点については、この点は国といたしまして、十分に勉強いたしまして、かような近代の、しかもきわめて合理的、能率的な技術を地方に注入する必要があるという趣旨でございます。

それから財政的援助と申しますのは、現在約二十数億円の平衡交付金、清掃事業に横算されております。これは一つの財政的援助であります。また清掃施設に關しましては、若干起債等も見えておりますので、かような点も財政的援助であります。これを意味いたしております。

○杉山委員 昨年度の予算には、たとえば塵埃処理などに対して、少々政府の補助があつたように記憶しておるの

であります。が、こういうようなものについて、今度のものには見えない。地方の都市から、今言ひような平衡交付金の額は、とういふ十分な処理ができないから、こういう問題について、ぜひ政府の適当な財政的援助がほしい、こういう熱烈な要望が、おそろく厚生省の方にも参つておるのだから、思ひの通りであります。私どもの方には、もうそういうような陳情がいろいろ参つておりました。一方において清掃を理想的、合理的にやらなければならぬ。しかし地方の町村の財政力では、とういふそれができない、こういうことになつておると思ひますので、この法律をよくやつて行こうといたしますならば、どうしてもここに書いてある財政的援助というやうな面でも、もう少し考慮を払つていただかなければならぬ。こういう点も考えまして、今地方の都市の要望もございまして、ぜひこの点について当局の御意見を伺いたいと思ひます。

○楠本政府委員 御指摘のように、各都市あるいは町村等からは、きわめて熾烈な要望が私の方にも参つております。ただこれは残念ながら、国家財政の観点もありまして、一応本法案におきましては、財政的援助というきわめて総括的な言葉で表現をいたしまして、具体的な内容を記述することはできなかつたわけでございます。しかしながら本年も下水の補助費の中の一環といたしまして、昨年よりは若干減つておりますが、四千万円程度が、實際問題としては見込まれておるわけでありませう。

○杉山委員 昨日大体伺つたので、さうでないかと思ひますが、六条の中に、

政令で定める基準に従つてと書いております。その政令で定める基準とは、あとでお定めになるのかもわかりませんが、大體どういふやうな意向をお示しになつておるのか伺ひたい。

○楠本政府委員 それはきわめて常識的なことを考へておりました。たとえば散乱しないようにするとか、あるいは集めたあとは必ずよく片づけて行くとか、ふたを嚴重にして行くとか、できまして、収集したあとは石炭をまいて行くなり、あるいは若干の薬品等もまいて行く、あるいはその他運搬上の注意、ふたをつけておいて散乱しないように歩け、あるいは銀座その他の大都市の中心においては夜間作業にしろとかいふやうなことを、一応考へておるわけでありませう。

○杉山委員 それから第七条の、工場あるいは事業場から出て来る汚物の問題であります。清掃施設を損うおそれがある汚物」と書かれておりますが、これは大體どういふものを意味しておられるのでありませうか。

○楠本政府委員 一例を申し上げますと、ことに化学薬品工場等におきましては、硫酸その他化学薬品等若干汚染された汚物が出ますために、これらのものが清掃施設、車その他を著しく痛めますので、そのやうな点はみずから適当な処分をするように規定したわけでございます。

ない町々を二、三見せていただきます。そのことを非常に感じました。やはり環境衛生の指導が非常に必要だといふことを痛感いたしました。そういうやうな問題について、ただ置かすことだけでなく、あるいはそれに対する援助、補助というやうな問題もお考へになつておりますか。またどういふ程度のもを置くのか、その点も一応聞かしていただければ幸ひだと思ひます。

○楠本政府委員 環境衛生指導員を、ただいま御指摘のやうな目的で設置したわけでありませうが、この場合、経費につきましては、自治庁との話し合いで平衡交付金でこれを処置いたしたいと考えております。次に資格につきましては、将来は十分一つの資格、學歷等も考へたいと存じておりますが、現状におきましては、その勤務年限、かような仕事に若干の経験を持つておることと同時に、厚生省等の行います一定の講習会等を経た者を考へておるわけでありませう。

○杉山委員 もう一点伺ひたいと思ひますが、尿尿の取扱ひ業者の問題ですが、附則の第四では、屈出でたるときには許可があつたものと認めるといふのでございませうが、そうすると従来の業者が、このやうに二月以内に屈出れば優先的にそれを認める、こういうことになるのでありませうか。

○楠本政府委員 その通りでございます。これは屈出でさせればこと四項におきましては、その権利が認められるわけでありませうが、ただ第五項に、そうして認めさせるとか、たとえば実施期間に期限を付するとか、あるいは区域を定めるとか、あるいはその他いろいろな注文をつけることができることになつております。従つてこ

の規定に、第五項の注文に應じられな場合は当然これは取消し等も行われるわけでありませう。従つて必ずしもそれが従来通りで権利を認められたといふことにはならぬと考へております。

○小島委員長 他に本案についての御質疑はございませうか。なければ本日は本案に關する質疑はこの程度にいたします。

○小島委員長 次に清掃法案の審査に關し、小委員会の設置並びに小委員及び小委員長選任の件についてお諮りいたします。

本法案の精密な検討を行うために、小委員会を設置し、清掃事業対策の確立をはかりたいと存じますが、小委員六名よりなる清掃事業に關する小委員会を設置し、清掃法案を小委員会の審査に付することとし、小委員及び小委員長の選任に關しましては、委員長より指名するに御異議ありませんか。

○小島委員長 御異議なしと認め清掃事業に關する小委員会は設置することに決し、

小委員には

越智 茂君 安井 大吉君
亘 四郎君 古屋 菊男君
萩元たけ子君 杉山元治郎君
の六君とし、小委員長には越智茂君を指名いたします。

○小島委員長 狂犬病予防法の一部を改正する法律案の質疑は次会に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。次会は追つて公報で通知いたします。

午前十一時五十三分散会

昭和二十九年二月五日印刷

昭和二十九年二月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局